国立大学法人和歌山大学安全保障輸出管理規程

制 定 平成29年 1月27日 法人和歌山大学規程 第1874号 最終改正 令和 5年10月27日

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学(以下「本学」という。)における安全保障輸出管理(以下「輸出管理」という。)の基本方針を定め、輸出管理体制を整備することにより、輸出管理業務の適切で確実な運営を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本学の役員、教職員その他本学に雇用されるすべての者(以下「教職員等」という。)並びに学生、研究生等(以下「学生等」という。)が本学における教育、研究その他の活動として行うすべての技術の提供及び貨物の輸出に適用する。

(定義)

- 第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。
 - (1) 外為法等 外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。) 並びに同法に基づく輸出管理に関する政令、省令及び通達等をいう。
 - (2)輸出管理業務 国際的な安全保障の観点に立った貿易管理の取組として外為法等に基づく輸出規制に対応して安全に取引を行うための管理業務をいう。
 - (3) 技術の提供 外国における技術の提供若しくはこれを目的として行う特定記録媒体等の輸出若しくは電気通信による情報の送信又は非居住者(外為法第6条第1項第6号に定める者をいう。)若しくは特定類型該当者への技術の提供(非居住者若しくは特定類型該当者へ再提供されることが明らかな居住者(外為法第6条第1項第5号に定める者をいう。)への技術の提供を含む。)をいい、情報交換に伴うものを含む。
- (4) 貨物の輸出 外国を仕向地として貨物を送付すること(貨物の国内における送付で、外国を仕向地として送付されることが明らかなものを含む。)又は外国に向けて貨物を携行することをいう。
- (5) 取引 技術の提供又は貨物の輸出をいう。
- (6) 部局 本学組織規則に定める学部等、基幹、機構及び附属機関をいう。
- (7) リスト規制技術 外国為替令(昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。)別表の1の項から15の項までに定める技術をいう。
- (8) リスト規制貨物 輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。) 別表第1の1の項から15の項までに定める貨物をいう。
- (9) キャッチオール規制 外為令別表の16の項に定める技術及び輸出令別表第1の16の項に定める貨物が、大量破壊兵器等若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合、又は大量破壊兵器等若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可申請すべき旨の通知を受けた場合に、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。
- (10) 該非判定 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物が、リスト規制技術又はリスト規制貨物(以下「リスト規制技術等」という。)に該当するか否かを判定することをいう。

安全保障輸出管理規程

- (11) 取引審査 該非判定の内容のほか、取引の相手先又は相手先における用途及び需要者等の 内容を踏まえ、本学として当該取引を行うか否かを判断することをいう。
- (12) 大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらを散布するための装置又はこれらを運搬することのできるロケット若しくは無人航空機をいう。
- (13) 通常兵器 輸出令別表第輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物(大量破壊兵器等に 該当するものを除く。)をいう。
- (14) 開発等 開発、製造、使用又は貯蔵を行うことをいう。
- (15) 特定類型該当者 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項 の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について(4貿局第492号)1 (3) サ①から③までに掲げる者(自然人である居住者に限る。)をいう。
- (16) 需要者等 技術取引の相手方、技術を利用する者、貨物の輸入者、貨物の需要者、又はこれらの代理人をいう。

(基本方針)

第4条 本学は、国際的な平和及び安全の維持を妨げることのないよう、技術の提供及び貨物の 輸出について外為法等を遵守するとともに、輸出管理を確実に実施するため、輸出管理体制を 適切に整備し、その充実を図る。

(最高責任者)

- 第5条 本学に輸出管理に係る業務を適正かつ円滑に実施するため、輸出管理の最高責任者(以下「最高責任者」という。)を置き、学長をもって充てる。
- 2 最高責任者は、輸出者等遵守基準を定める省令(平成21年経済産業省令第60号)に規定 する統括責任者の職務を果たすとともに、輸出管理上の重要事項の最終的な決定を行う。

(輸出管理統括責任者)

- 第6条 本学に、最高責任者の下で輸出管理を統括する者として輸出管理統括責任者を置き、研 究担当の理事をもって充てる。
- 2 輸出管理統括責任者は、次の各号に掲げる業務を行う。
- (1)輸出管理に係る規程等の制定及び改廃に関する業務
- (2) 輸出管理に係る規程等に基づく運用、手続等の策定及び改廃に関する業務
- (3) 該非判定及び取引審査の承認並びに記録の保存に関する業務
- (4) 全学的な輸出管理業務の統括及び全学への周知徹底事項の指示、連絡、要請等に関する業務
- (5) 輸出管理業務の監査に関する業務
- (6) 輸出管理の教育に関する業務
- (7) 経済産業省への輸出管理業務に係る相談及び許可申請に関する業務
- (8) 輸出者等遵守基準を定める省令で規定される該非確認責任者の業務
- (9) 特定類型該当者の把握に関する業務
- (10) その他輸出管理に関する業務

(輸出管理責任者等)

- 第7条 輸出管理業務の適切な実施のため、輸出管理統括責任者の下に輸出管理責任者を置き、 産学連携イノベーションセンター長をもって充てる。
- 2 輸出管理責任者の業務を補助するため、輸出管理担当者を置く。

- 3 輸出管理責任者は、輸出管理統括責任者の指示の下で、輸出管理に関する次の各号に掲げる 業務を行う。
 - (1)輸出管理統括責任者の指示、連絡、要請等の周知徹底に関する業務
- (2) 輸出管理手続業務の推進に関する業務
- (3) 輸出管理の教育に関する業務
- (4) 輸出管理手続業務に係る本学の教職員等からの相談に関する業務
- (5) 事前確認シート及び取引審査票の審査に関する業務
- (6) その他輸出管理に関する業務

(教職員等の義務)

- 第8条 技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、提供する技術又は輸出する貨物 について、リスト規制技術等の該非判定を行わなければならない。
- 2 技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、相手先の事業内容、教育研究内容及 び当該技術又は貨物の用途及び需要者等を確認し、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に使 用されるおそれの有無を確認しなければならない。
- 3 教職員等は、技術の提供又は貨物の輸出に関して事前の確認及び必要な書類の作成等に協力 しなければならない。

(誓約書又は確認書)

- 第9条 輸出管理統括責任者は、特定類型該当者の把握のため、必要に応じ、教職員等及び学生 等に対し、誓約書又は確認書の提出を求めることができる。
- 2 誓約書及び確認書の様式は別途定める。

(事前確認)

- 第10条 取引を行おうとする教職員等は、自己判定チェックフローに従い判定を行い、事前確認シートを輸出管理責任者に提出しなければならない。さらに、事前確認シートの審査の結果、取引審査の手続が必要と判断された場合又は取引審査を行うことが明らかな場合には、教職員等は第11条(該非判定)、第12条(用途確認)及び第13条(需要者等確認)の起票・確認を行い、第14条の取引審査の手続を行わなければならない。
- 2 第1項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、教職員等は当該取引 を行うことができる。
- 3 自己判定チェックフロー、事前確認シートの様式は別途定める。 (該非判定)
- 第11条 教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物がリスト規制 技術又はリスト規制貨物に該当するかについて該非判定を行い、該非判定票及び取引審査票を、 輸出管理責任者へ提出し、最終的には輸出管理統括責任者の承認を得なければならない。
- 2 該非判定は、次の各号のとおり行う。
- (1) 本学で研究・開発した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、必要な技術 資料を整備し、最新の外為法等に基づいてリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかを 該非判定する。
- (2) 本学外から入手した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、入手先からの 該非判定票を入手し、前号同様、適切に該非判定を行う。ただし、入手先から該非判定票を入 手しなくても本学として前号の手続により該非判定できる場合には、入手先から該非判定票の

安全保障輸出管理規程

入手を省略しても良い。

3 該非判定票及び取引審査票の様式は別途定める。

(用涂確認)

- 第12条 教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の用途について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがないかを、「用途」チェックシート及び明らかガイドラインシートを用いて確認するものとする。この場合において、当該技術又は貨物の需要者以外から間接的に得ている情報については、当該情報の信頼性を高める手続を定め、当該手続に沿って確認を行う。
- 2 「用途」チェックシート、明らかガイドラインシートの様式及び情報の信頼性を高めるため の手続については別途定める。

(需要者等確認)

- 第13条 教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の需要者 等について次の各号に該当するかを、「需要者」等チェックシート等を用いて確認するものとする。この場合において、当該技術又は貨物の需要者以外から間接的に得ている情報については、当該情報の信頼性を高める手続を定め、当該手続に沿って確認を行う。
 - (1) 提供ルート内関係者の存在・身元に不審な点がある。
 - (2) 経済産業省作成の外国ユーザーリストに掲載されている。
- (3) 大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等を行う又は行ったことが入手した資料等に記載されている又はその情報がある。
- (4) 軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関、又はこれらの所属者である。
- 2 「需要者」等チェックシートの様式については別途定める。

(取引審査)

- 第14条 輸出管理責任者は、教職員等から取引審査票を受理したときは、速やかに第一次の該 非判定及び取引審査に係る審査結果及び必要に応じて外為法に基づく経済産業大臣の許可申請 の審議を行うための書類等を添えて、輸出管理統括責任者に提出し、その承認(第二次審査) を求めなければならない。
- 2 教職員等は、前項の審査により承認が得られた取引において、提供しようとする技術若しく は輸出しようとする貨物の仕様に変更が生じた場合又は提供しようとする技術若しくは輸出し ようとする貨物に追加が生じた場合は、改めて第10条に定める事前確認を行うものとする。 (外為法等に基づく許可の申請等)
- 第15条 輸出管理統括責任者は、前条第1項に基づく承認が行われた場合は、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な輸出等について、学長名により所定の申請書及び添付書類を作成し、経済産業大臣に対して許可申請を行う。
- 2 教職員等は、前条第1項の第二次審査に必要な書類ならびに前項の許可申請に関する書類の 作成に協力しなければならない。
- 3 教職員等は、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な取引については、経済産業大臣 の許可を得ない限り当該取引を行ってはならない。

(技術の提供管理)

第16条 教職員等は、技術の提供を行う場合は、第10条から第15条に定める手続が終了したこと及び当該技術の内容に変更がないことを確認しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、教職員等は、当該技術の提供が外為法等に基づく経済産業大臣の 許可が必要な技術の提供であるときは、当該許可を得ていることを合わせて確認しなければな らない。
- 3 教職員等は、前2項の確認ができない場合には、当該技術の提供を行ってはならない。 (貨物の輸出管理)
- 第17条 教職員等は、貨物の輸出を行う場合は、第10条から第15条に定める手続が終了したこと及び当該貨物が出荷書類の記載内容と同一であることを確認しなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、教職員等は、当該貨物の輸出が外為法等に基づく経済産業大臣の 許可が必要な貨物の輸出であるときは、当該許可を得ていることを併せて確認しなければなら ない。
- 3 教職員等は、前2項の確認ができない場合には、当該貨物の輸出を行ってはならない。
- 4 教職員等は、貨物の輸出を行う場合において通関時に事故が発生したときは、直ちに当該輸出の手続を取り止め、輸出管理責任者にその旨を報告しなければならない。
- 5 輸出管理責任者は、前項の報告があった場合には、輸出管理統括責任者と協議の上、適切な措置を講じるものとする。

(学生等が取引をする場合の取扱い)

第18条 教職員等は、当該教職員等が主として教育・研究指導を行う学生等が技術の提供又は 貨物の輸出を行おうとする場合は、この規程に定める手続を行わなければならない。 (監査)

第19条 輸出管理統括責任者は、本学における輸出管理が外為法等、この規程及びこの規程に 基づく定めに基づき適正に実施されていることを確認するため、輸出管理業務の監査を定期的 に行うものとする。

(教育)

- 第20条 輸出管理統括責任者及び輸出管理責任者は、外為法等、この規程及びこの規程に基づく定めの遵守について理解させるとともに、その確実な実施を図るため、教職員等に対し、輸出管理の教育及び最新の法令の周知、その他関係法令の規定を遵守させるための必要な指導を計画的に行うものとする。
- 2 教職員等は、リスト規制技術等を保管し、又は使用する研究室等を利用する学生等に対し、 外為法等及びこの規程の遵守についての理解を深めるため必要な教育研修を行うよう努めるも のとする。

(文書管理及び記録媒体の保存)

- 第21条 輸出管理の手続に必要な書類は、事実に基づき正確に記載しなければならない。
- 2 輸出管理に係る文書及びその電磁的記録媒体は、技術が提供された日又は貨物が輸出された日から起算して、少なくとも7年間保管しなければならない。

(報告及び再発防止措置)

- 第22条 教職員等は、外為法等、この規程若しくはこの規程に基づく定めに対する違反又は違 反のおそれがあることを知った場合は、速やかに輸出管理統括責任者にその旨を通報しなけれ ばならない。
- 2 輸出管理統括責任者は、前項の通報があった場合は、当該通報の内容を調査し、外為法等、 この規程又はこの規程に基づく定めに違反している事実が判明したときは、遅滞なく最高責任

安全保障輸出管理規程

者にその旨を報告しなければならない。

- 3 最高責任者は、前項の報告があった場合は、関係部局に対応措置並びに再発防止のために必要な措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告するものとする。
- 4 輸出管理統括責任者は、最高責任者の指示を受け、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

(事務)

第23条 輸出管理に関する事務は、関係部局の協力を得て、研究・社会連携課において処理する。

(雑則)

第24条 この規程に定めるもののほか、輸出管理に関し必要な事項は、別に定める。 附 則

この規程は、平成29年1月27日から施行する。

附 則(平成29年3月24日一部改正:法人和歌山大学規程第1925号) この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月27日一部改正:法人和歌山大学規程第2064号) この改正規程は、平成30年4月27日から施行する。

附 則(令和2年3月27日一部改正:法人和歌山大学規程第2255号) この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年4月22日一部改正:法人和歌山大学規程第2458号) この改正規程は、令和4年5月1日から施行する。

附 則(令和5年3月29日一部改正:法人和歌山大学規程第2546号) この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年10月27日一部改正:法人和歌山大学規程第2684号) この改正規程は、令和5年10月27日から施行する。